

ブラツク薬局を見抜く  
23のチエツクポイント

株式会社アプト  
薬剤師転職navi  
コンサルタント 三好 正人





# はじめに

薬剤師転職 navi を運営していますアプト株式会社の三好正人(みよしまさと)と申します。この度は、レポートのダウンロードをありがとうございます。

突然ですが、私もかつてブラック企業で働いていました。それも1回だけでなく、“何度も”です。

昨今、ブラック企業に対する世間の意識も変わって来ており、ブラック企業も減っているかも知れませんが、それでもまだまだブラック企業はなくなることはありません。

ブラック企業と知らずに入社してしまうと、肉体的・精神的ストレスを受けるのはもちろんの事、賃金不払いなどの金銭面でのトラブル、犯罪への強制的な加担、最悪の場合は、逮捕や過労死なんて事も起こりえてしまうとても恐ろしいことです。

これは医療業界でも例外ではありません。

しかし、薬剤師をはじめ医療者の方々は、とても責任感が強く、奉仕の精神を強く持たれている方が多くいらっしゃいます。そのことで日本の医療が支えられている現実があるので、我々は感謝の念しかないのですが、そんな気持ちを逆手にとって、労働者として酷使用するブラック経営者が医療業界にも多くいることにとても憤りを感じています。

私は、そういった事で苦しんでいる薬剤師さんの方々の助けを何とかできないかと思い、ブラック企業に勤めている薬剤師さんの相談や転職サポートを積極的に受けるようになりました。

薬剤師という仕事は、割とホワイトカラーの仕事であると言われてたりもしていますが、実際はブラックであったり、ブラックよりのグレーな経営をしている薬局というものが、表にはでてきませんがまだまだ多く散在しています。

しかし、素人目ではその判断が難しいので実際はブラックなのに我慢して働き続けてしまう薬剤師さんが数多くいらっしゃるのもまた現実です。そしてその結果、本来あなたが抱え込む必要のない不要なストレスを受ける事になってしまうことも多いのです。

今回はこのレポートを通じて、あなたの薬局やドラッグストアの経営は大丈夫なのか。ブラック薬局で働いてはいないのか。

その判断材料の一つにして頂ければと思っています。

私の経験が少しでもあなたのお役に立つのであれば、これ以上に嬉しいことはありません。ちなみに私の兄は司法試験に合格し、今は「検事」という仕事をしています。法律的な部分は専門知識を持っている兄に監修してもらっていますので、その点は安心してください。

株式会社アプト  
薬剤師転職 navi  
コンサルタント 三好 正人





# ブラック薬局を見抜く23のチェックポイント

まず、あなたの状況を正しく判断する為に、できるだけ客観的な指標・基準で今の職場をチェックしてもらいたいと思います。あなたの薬局やドラッグストアなどの職場を思い浮かべながら、できるだけ直感で23のチェックポイントを回答してみてください。

- 1. サービス残業がある。
- 2. 保健所に届けている薬剤師の人数が実際はいない。
- 3. 一年を通じて一人40枚以上処方するが多い。
- 4. 無資格者によるピッキング、監査がある。
- 5. 調剤報酬を不正に請求している。(疑いがある)
- 6. 休憩時間が十分に取れない。  
(8時間以上の勤務であれば休憩時間を1時間以上取得しなければいけません)
- 7. 就業規則を見た事がない。
- 8. 重い売上ノルマが課せられている。(OTCや自社開発商品など)
- 9. 社員に健康診断を受けさせていない。
- 10. 賃金未払いが発生している。
- 11. 社員の給料が安いのに社長などの報酬がやたら高い。
- 12. 新規店舗の出店ばかり気にして、既存店をないがしろにしている。
- 13. セクハラ、パワハラ、いじめがある。
- 14. 3年以内の離職率が30%を超えている。(結婚・出産の退職以外)
- 15. 社会保険(厚生年金・加入組合の健康保険)に入っていない。
- 16. 労働契約書を締結していない。
- 17. 自社の求人広告が嘘だらけ。
- 18. 薬局内部の片付けがされていない。
- 19. ダラダラ仕事している。
- 20. 早番で出勤しても帰るのは遅番と同じ。
- 21. オーナー(経営陣)以外のスタッフは仲が良い。(オーナーという共通の敵がいる)
- 22. 個別指導を度々受けている。
- 23. 雇用関係の助成金をいくつも受け取っている。

(助成金を貰えなくなるので、会社都合の退職を絶対出さない)

チェックしてみて、いかがでしたか？

もし、あなたがチェックした項目が5つ以上の場合は、勤めている薬局がブラック薬局である可能性が高いと言わざるをえません。

- ・0～4個 ホワイトである可能性が高い
- ・5～9個 グレーゾーン(これだけでは判断できませんが、要注意です。)
- ・10個～ ブラック企業の可能性が極めて高い(専門家への相談をオススメします。)

実際に働いていてストレスが絶えない、悩みが多いなどは無いでしょうか？

チェックされた薬剤師さんの皆さんはとても驚くのですが、この診断を受けた27%の薬剤師の方が、この5個以上という基準に引っかかっています。気づいていない、もしくは認識していないだけで、実際には割と多くの方が、こういった潜在的な問題を抱えてながら働いている現実があるのです。

ですので、もしあなたがブラック薬局を見抜く23のチェックポイントで、5個以上のチェックが付いてしまったとしてもすぐに悲観しないでください。この後にその問題点とその対策を詳しく説明していきますので、気になるところからでも構いませんので、ぜひ読み進めてください。



# ブラック薬局を見抜く23のチェックポイント

ちなみに5個未満だった方も、もしかしたら将来の自分と大事な友人の為にも、そしてデキる薬剤師、社会人としての一般常識として、ブラック企業に対抗する術を知っておいて頂ければと思います。そのたった一つのアドバイスが、あなたやあなたの周りにいる大事な人を救う手助けになるかもしれません。



# 1 サービス残業がある

サービス残業は、当たり前のことですが、違法なものです。

その事は昔からずっと言われ続けていますが、サービス残業が隠れて行われているという事実は現在も変わりはありません。最近ではそういった過酷労働に対して世間の目も厳しくなってきているので、過酷労働の話題が取り上げられる事も多くなりました。しかし、今も昔も変わらないのですが、これは氷山の一角でしかありません。

例えば、調剤薬局で働いていたとして、調剤薬局というのは、近隣の医療機関と連携を取りながら運営している事が殆どだと思います。特に門前薬局であれば、門前の病院や診療所が診療を終えるまで薬局を開けておく必要がありますよね。そして、診療所は先に閉まりますが、薬局は最後の患者に薬を渡すまでは閉める事が出来ません。営業時間は診療所と同じなのに、閉まる時間は1時間も後になってしまったなんて事もあるのではないのでしょうか。

その1時間分の残業代は？  
ちゃんと支払われていますか？

こういった場合に、残業代がうやむやにされて結局支払われていないという薬剤師さんがかなりいらっしゃると思います。こういった事情があるにせよ、残業が発生した場合はその対価を支払わなければ、それは違法になります。

会社があなたにサービス残業を強いるのはもちろん違法な事ですが、あなたが良かれと思ってやるサービス残業も法律的には違法な事になりますので注意が必要です。

では、サービス残業を回避するにはどうしたらいいのか？

もちろん会社と話し合うのが条件になりますが、条件を付けてお互い妥協点を見つける必要が出てきます。残業した分はきちんと残業代を支払ってもらおう、というのが一般的な流れでしょうが、別の方法もあります。

それは、一つの選択肢として変形労働時間制の導入です。

1日当たりの労働時間を調整し、1週40時間以内になるようにするというものです。例えば、月曜日に9時間働いてしまったのなら、別の曜日には7時間だけ働いて調整するというように。お金を出し渋る様な会社であれば、こういった時間調整の案が良いのではないのでしょうか。

もちろん、それなりの規模の企業の場合、既に社内の規定がありますので、個別に変更することは簡単ではありませんし、現実的ではないかもしれませんが、もしそういった話し合いに応じてくれない場合は、一番やっかないなのですが、最終手段として、労働基準監督署に相談することも知識として頭の片隅にいらしておく必要があるかもしれません。(当然、そんな大事にする前に解決できればよいのですが。)

話しても無駄だからといって、そのままサービス残業を続けるのは、時間とお金の無駄にもなりますし、更にはあなたの健康に問題を起こす可能性がありますので、注意して下さい。(長期間そういった環境に身を置かないようにしてくださいね。)

サービス残業に対しては、まあ良いかというのではなく、難しいことは承知ですが、毅然として対応する事がとても重要です。物怖じしてしまうと、あなたが損をしてしまう可能性が高くなってしまふことを理解しておかなくてはなりません。



## 2 保健所に届けている薬剤師の人数が実際はいない

保険薬局は、勤務する薬剤師の人数を保健所に届けなければいけません。  
しかし、この届けが正確に行われていないと、

「登録人数4人ってなってますけど、私もう一人の方と会った事ないですよ。」  
「ああ、人の出入りの度に届けを出すのが面倒で、実は今うち3人しか薬剤師いないんだよ。」

なんて事が起こったりします。

単に届けが遅れているだけならば修正して届け出を出せば良いのですが、もしこれが意図的に行われていた場合は？

人数と処方箋枚数のバランスが崩れ、個人にかかってくる負担が大きなものとなります。  
薬剤師さんの給与は一般的に高いので、人件費を削減する為にこういった虚偽の届け出を行っている事があるのですが、負担を強いられる社員はたまったものではありませんよね。

この状態を放置しておくのは非常に良くありません。

会社としては、人件費が浮いて、その分儲けに繋がる事になりますが現場で働いている本人には…？

薬剤師さんが少なく業務の負担が増えているのに、給料は特に多くもらっている訳でもない。他の会社の給料と比べてみても、今の給料に見合った以上の仕事や業務を強いられている、なんて事はないでしょうか？

こういった故意に薬剤師数をごまかしている会社を是正させようとしても、個人ではなかなか難しいものだと思います。上司や経営陣に話をしてもらっても取り合ってくれない場合が多いでしょうから、いわゆる内部告発で保健所に通達する方法があります。ただし、現実的にはその後になって報復を受ける可能性がある事を考えると、動きづらいというのが本音ではないでしょうか。

立場上、そういった対応が難しいのであれば、今の立場を変えるという方法も1つ検討してみるタイミングなのかも知れません。

ちなみにあまり大きな声では言えませんが、薬剤師を確保するのがとても大変な昨今では、薬剤師の名義を借りて届け出ているケースもありますので、知っておいてくださいね。また、そういったお願いをされたとしても、絶対に協力しないようにしてくださいね。待っているのは、重い罰則だけですから。



# 3 一年を通じて一人40枚以上処方する場合が多い

薬局において従事する薬剤師の人数は、1日の処方箋40枚までは一人、それ以降は40枚またはその端数を増す毎に一人増員するというのはご存知の事でしょう。勿論、これにも例外事項はあります。眼科や耳鼻咽喉科のような、処方箋1枚当たりの薬剤数が少ないものは、三分の二を乗じたもの（要するに1.5倍）が規定枚数となっていますよね。

この40枚という数字ですが、一体どの程度の薬局で守られているのでしょうか？

あなたの薬局はどうでしょう？40枚以内に収まっていますか？

（但し、全体の処方箋枚数を営業日数で割った平均値が40枚以下という事ですので、一時的に40枚を超えていても他の日が枚数少なく、1日平均40枚以下ならば問題ありません。）

忙しすぎて大変だから転職するという薬剤師さんに話を聞くと、実際40枚という数字を意識して数えたことはない、という方が結構いらっしゃいました。しかし、実際のところ、忙しいなと感じ始めたらもう40枚のラインを超えていたという事は多いのではないのでしょうか。

「忙しいけど何とか回っているから大丈夫。」という考えは非常に危険です。

今、上手く回っているとしてもそれは薬局の薬剤師さん達のマンパワーが揃っているからこそです。不慮の事故や病気などでその一部でも失われれば、一気に瓦解してしまう可能性があるからです。

特に、最も動いていた人がいなくなるだけで負担はかなり大きいものとなるでしょう。

更に、例え回っていたとしてもギリギリの場合が多いので、監査や調剤のミスが増える事も考えられます。また、投薬を次々と回さないといけないので、患者さん一人にかけられる時間も少なく、患者対応が悪いと思われるかも知れません。

忙しい時に話し好きのお年寄りに捕まったりしたら、調剤室に戻った時に職員から白い目で見られるなんて事もあるのではないのでしょうか。薬局の雰囲気もグスグスしてしまいますし、精神的にも嫌な感じですよ。

この人員不足に対しては、会社側に人を増やしてもらうしか方法はないと思うのですが、薬剤師の確保が難しかったり、人件費の問題からなかなか解決されない場合も多いと思います。

会社が一応動く姿勢を見せているのならば、人員確保されるまで頑張る必要が出てきます。スタッフ間で業務をスムーズにこなせるような案を出し合い、お互いが協力し合う事で業務を遂行する必要がありますが、それでも根本的な解決策ではありません。

忙しいのに耐えられないと思ったら、転職を考えるには十分なタイミングではあるのですが、辞めるとなると薬局のスタッフに迷惑をかけてしまうのではと思って、腰が重くなってしまっているのが現実ではないのでしょうか。ですから、もし辞める場合は、辞めるタイミングとその準備というのはとても大事になってきます。

もしスマートに退職をしたいのなら、事前に上司に報告し、忙しくないシーズンを選んで退職するのがベターといえるでしょう。夏場などは患者数も落ち着く事が多いようなので、夏のボーナスをもらって転職をするのも良いかも知れませんね。（唯一無二の正解はありませんので、両者が歩み寄ることが実際には一番大事になってきます。強硬な姿勢は、狭い業界で働くだけにお勧めしません。むやみに歩いてきた道を焼き畑にして焼くことがないようにしてくださいね。）



## 4 無資格者によるピッキング、監査がある

薬局において、調剤や監査を行うのは原則的に薬剤師の資格を持った者しか行う事はできません。

しかし、薬局に勤める薬剤師数が少ないと、患者さんがどっと押し寄せて来た時に上手く回らなくなる事がありますよね。そういった時に、医療事務が調剤室に入って来て調剤をしたり、更には監査まで行ってしまう薬局というのが結構あると聞きます。

あなたの薬局ではどうでしょう？

薬剤師だけで調剤から監査、服薬指導までの流れをまかなえているでしょうか。

もし医療事務がピッキングを手伝っているのならば、それは大きな問題です。

医療事務がピッキングを手伝う背景には、患者さんを待たせないようにしなくてはいけないという心理から来ているものなのでしょう。しかし、無資格者のピッキングや監査を放置しておく裏には、かなりの危険が潜んでいるのです。

よく考えてみて下さい。

もし無資格者が行ったピッキングや監査の処方箋で間違いが起こった場合に、誰が責任を取るのでしょうか？ピッキングを行った人はもちろん、違反行為をしていた薬局長や経営者にも責任が発生しますし、更には違反行為を黙認していた薬局のスタッフにまで罰則が科せられる可能性があります。

無資格者が調剤や監査を行う事で、薬剤師ならば気づけるミスや疑問点も気づく事ができなくなるのではないのでしょうか。忙しい時間帯を乗り越えたいという、その場しのぎの対策が重大事故を招いてしまう結果になってしまうのです。

もし、そういった環境の中で働いているのならば改善する必要があるでしょう。薬剤師数が明らかに足りないのならば、派遣薬剤師などを雇ってもらい人員を補充してもらう。患者さんを待たせるのが嫌でやっているだけならば、患者さんに説明をした上で待ってもらうなどの対応が必要です。

もし、人員不足が原因なのに、経営者が薬剤師の補充に耳を貸さないのならば、その会社にはコンプライアンス的に問題があると言わざるをえません。いくら今の職場だからと言って、違反行為に加担しながら働くのは嫌ではないでしょうか。



## 5 調剤報酬を不正に取得している(疑いがある)

調剤報酬とは、薬剤師が調剤をし、患者に正しい薬の使い方を指導し、更に薬歴などで患者情報を管理するなど、薬剤師の業務に対しての報酬です。しかし、調剤報酬の不正請求をしている薬局は存在します。実際、毎年のように日本のどこかで調剤報酬の不正請求が発覚し、保険薬局の取り消し並びに保険薬剤師の取り消しが執行されています。

あなたの薬局は大丈夫でしょうか？

不正請求と言っても、軽いものから重いものまでであると思います。

例えば、お薬手帳の点数についてです。薬剤服用歴管理指導料は、患者のお薬手帳の有無で点数が異なります。一回当たりの点数は小さいとはいえ、積み重なれば勿論大きくなりますよね。経営者側からすれば、お薬手帳の点数は全患者から算定して欲しいと思っているはずですが。しかし、災害等で手帳の認知度が上がって来たとはいえ、手帳を持つ事を拒んだり、一度きりしか持って来ずに算定が上手く行かない事もあるでしょう。

点数が取れなければ売上に響くので、手帳を持って来てない患者からも算定しろと上から命令が来たりしたことはないでしょうか？特に自己負担金のない患者さんについて、こういった不正請求が行われているという話をよく耳にします。他にも、医院と薬局の癒着がある場合に、薬局が処方箋を受けずに医院に必要な薬を渡しておき、医院が患者さんに薬を渡したら調剤報酬を請求するという事をしている薬局もあるようです。

こういった不正請求を見過ごして働いていると、薬局として処分が下るのは勿論ですが、薬剤師にも保険薬剤師の取り消しという処分が待っています。「バレなければ大丈夫だから。」と会社が言っても、罪悪感を持ちながら危険と隣合わせで働いて欲しくはないと思います。あなたには他にも多くの選択肢があるはずですから。

もし、あなたの薬局が不正請求を行っているのならば、断固として中止させるべきですし、直接言うのが難しければ内部告発という手段も考えたほうがいいかもしれません。

悪い事というのは得てして気づかれてしまうものです。悪いと分かっているけど、上司や経営者にはなかなか言い出せない事もあるでしょう。しかし、そのままにしておいては薬剤師人生に傷を付ける事もあるかも知れませんし、それはあなたも望まないのではないのでしょうか。



## 6 休憩時間が十分に取れない

(8時間以上の勤務であれば休憩時間を1時間以上取得しなければいけません)

休憩時間の有無、取得時間については労働基準法で定められています。

労働時間が6時間を超え8時間以下の場合には少なくとも45分間の休憩、8時間を超える場合には1時間の休憩を与えなければならないとなっています。

あなたの薬局、休憩時間をちゃんと取れていますか？

そもそも休憩時間の定義とは、業務から完全に離れる事を保証された時間の事であり、休憩時間中に呼び出しなどで仕事をしてしまったら、それは休憩時間とは言えなくなってしまいます。

この定義に当てはめてみると、1人薬剤師の薬局などはどうなるのでしょうか？

休憩時間中は、パート薬剤師さんやヘルプの薬剤師さんが来てくれますか？

お昼の休憩を取っていたのに、患者さんがきたから仕事に戻るという事を当たり前のようにしていませんか？

その休憩時間を中断させられただけ、他で休憩を別にとる事ができるのなら問題はないのですが、実際は午後の診療が始まってしまい休憩できないという事が殆どではないでしょうか。

あなたは1人薬剤師だから仕方ないと思われるかも知れませんが、それは十分な休憩時間を与えられていないという法的には違法な事なのです。その状態を続ける事で、業務過多に陥るかもしれませんし、もしかしたらあなたの健康状態に異常を来す事もあるかも知れません。

休憩時間を十分に与えてくれない会社というのは、つまりは社員の事を大切に思っていない会社とも取れるのではないのでしょうか。そういった会社で愛着を持って働き続けるべきか一度真剣に考えてもいいかもしれませんね。

ちなみに社員の健康管理にもしっかり気遣ってくれる会社というのは数多く存在します。そんな劣悪な環境で働き続けるより、患者さんだけでなくあなたの健康を考えてくれる薬局の方が働きやすいのは説明の必要がないと思います。一度、ヘルプを補充する事が出来ないかをまずは会社と相談してみるのが良いと思います。その上で、会社側の姿勢や方針を見て、冷静に考えてほしいと思います。

ちなみに歴記載は仕事ではないという考えの会社もあり、昼休みやサービス残業で薬歴を書くことを強要される会社もありますが、これも違法ですので、注意して下さいね。



## 7 就業規則を見た事がない

あなたの会社には、ちゃんと就業規則はありますか？  
そして、就業規則を書面で受け取っていますか？

もし、就業規則のない会社で働き続けると、とんでもない事になるかも知れません。転職相談に来られた薬剤師さんの中で、就業規則のない薬局で働いていた方からこんな話を聞きました。仮にこの方を Y さんとします。

Y さんはとある薬剤師国家試験対策予備校からの紹介で、その薬局で働く事になりました。今まで薬剤師としての勉強が中心で、社会勉強的なものをあまりしてこなかったせいかな勤務するという事について深く考えていませんでした。ですから、就業規則というのがあるのかないのかなんて、入社時には全く確認していなかったのです。

その薬局は、総合病院の門前だったので受付処方箋枚数もかなり多かったのですが、薬剤師の人数不足で目が回る程忙しかったそうです。ギリギリの人数で回っていたので、有給を使って休む暇もなかったようです。

しかし、そんななか頑張っても昇給する事は一度もありませんでした。就業規則には給与の支払いや昇給についての取り決めを記載する必要があるのですが、就業規則がない為、社長の気分次第で昇給などを決めていたのです。その結果、Y さんがその会社を辞めるまでに昇給したのはその後のたった 1 回だけで、その額は年収にして 3 万円の昇給だったそうです。

そんな会社が他に問題を抱えていないはずもなく、辞める時も殆ど使ってないはずの有給休暇が「ない」と言われたり、「退職金もないから。」と言われて散々だった様です。Y さんは、それ以来入社前には就業規則があるかを確認するようになったそうです。就業規則がない会社で働くのは、社員にとってメリットは何もなく、デメリットでしかありません。

何かあった時に、経営者の気分次第で物事が右往左往するような会社で働いても良い気分はしないでしょう。もし、あなたの会社に就業規則がないのならば規則の作成を申し出るようにしましょう。ちなみに「常時 10 人以上の労働者を使用する場合は、就業規則を定めて所轄の労働基準監督署長に届け出なければならない。」という義務があります。このことは知っておいてくださいね。



# 8 重い売上ノルマが課せられている

(OTCや自社開発商品など)

経営者は一定以上の売上を確保する為に、ノルマという基準を設ける事によって社員に課します。

もちろん、経営という観点から見たらノルマを作るのは妥当な事でしょうし、それが問題とは全く思いません。しかし、そのノルマが実現不可能なものであったら・・・？

単に苦しめられているだけだとは思いませんか。

大抵の場合、ノルマの達成に応じて報奨金だったり昇給だったりボーナスを与える事で社員のやる気を出させようとしています。ボーナスの為にノルマを達成しようと頑張るのですが、そのノルマが達成の難しい物だったら、目の前の人参状態でしかありませんよね。

特にドラッグストアでは、自社開発商品の売上にノルマを課している事が多い様です。なぜなら、大手製薬会社の商品は売価に対しての儲けが少ないからなのです。しかし、自社開発品ならば広告宣伝費などを浮かせる事で儲けを大きくできる。そういった事から、自社商品を売ろうと必死になっているのではないのでしょうか。

そして、CMを流す変わりにお客さんに売り込まなければいけないのが薬剤師の仕事です。話し上手な人ならばサクサク売れるのかも知れませんが、全員が全員そうではないですよ。それなりに売れるけど、ノルマが重すぎて達成できない。ノルマが達成できないと会社からの評価は上がらず、昇給・昇進が望めない。月次報告で、毎回上司に指導をされたりと良い気分で働けるとはとても思えません。

そういった事が続いて、ノルマノイローゼにかかる方もおられるようです。とても充実した仕事生活を送れているとは思えません。

あなたの会社のノルマはどうでしょうか？  
実現の難しい、重いノルマになっていませんか？

単にあなたの努力が足りないのならば、それはあなた自身の問題なので、あなたのスキルを向上させたり意識改革をするべきかもしれません。しかし、常識的におかしいノルマを課せられているのならば、会社の方針が間違っています。そういう社員を苦しめるだけの会社では、精神的ストレスも大きなものになるでしょう。

仕事をする上でも、適切な負荷というのは必要なものだと思いますが、過剰な負荷は、あなたを単に苦しめるだけでしかありません。薬剤師というとても価値の高い資格を持っているあなたが、必要以上に我慢をする必要などまったくありません。あなたも責任感が強い薬剤師さんでしょうから、無理に背負い込みすぎないようにしてくださいね。



## 9 社員に健康診断を受けさせていない

あなたは一年に一回定期健康診断を受けていますか？

殆どの方は、毎年この健康診断を受けている事だと思います。労働安全衛生法においても、雇用主は従業員に健康診断を受けさせる義務があり、もし成されていなければ違反となります。

「採血嫌だし、健康診断なければなくていいや。」

と、そういう訳にもいきません。

雇用主は従業員を使役する以上、法律的にその健康管理に気を配り、場合によっては必要な措置を取る必要があります。健康診断を受けさせないという事は、社員の健康面を大事思っていない決定的な証拠です。

健康管理というのは毎日働いていると、何かと軽視されがちです。

しかし、薬剤師のあなたなら当然お分かりだと思いますが、健康診断を定期的に受ける事で体の異変や疾病を早期に発見したり、未然に防いだりする事ができます。

悪意があって健康診断を受けさせない会社はあまりないとは思いますが、それでももしあなたの会社が健康診断を受けさせていないのならば、一度確認した方がいいでしょう。健康診断にかかる費用を負担するのが嫌だから健康診断は受けさせないという会社は、間違いなく問題があります。（法的に義務である健康診断を受けさせていないのは、言語道断です。）

そういった会社に勤め続けた場合、あなたの体に何か異変が起こった時に気づくのが遅くなってしまうかもしれません。ですので、長期的にみてそのような職場は絶対に避けて欲しいと思います。働くならば、社員の健康にも気を使ってくれる会社が良いですね。



## 10 賃金未払いがある。

賃金は、労働に対しての対価として、原則的に全額労働者に支払われなければならないものです。

しかし、会社の経営が上手くいってない等、何かしら問題を抱えていると契約している賃金の何割かしか払ってもらえなかったり、全く払ってもらえなかったりという事態が発生する場合があります。

「私は給料ちゃんと払ってもらえてるし、問題ない。」

しかし、この問題に関してはあなただけが大丈夫ならそれで良いというように思わないで下さい。

薬剤師というのは、その専門職という位置づけ上、人員を確保するのが難しいので、医療事務のような一般職より優遇されている事が多いと思います。会社の経営が上手くいっていないけど、薬剤師の給与だけはしっかり払っておき、替えを雇いやすい事務職の方の給与を一時払いにしている場合もあるかも知れません。

最初は事務の賃金未払いだけで済んでいたが、その状態が悪化すると、いずれは薬剤師の給与もカットしてくるようになるかも知れないのです。そういった事にならないよう、早めに対策が必要です。

もし賃金未払い（サービス残業なども含みます。）が発生したとしても、さかのぼって2年間は未払い賃金について請求が可能です。もし会社が倒産して逃げたとしても、厚生労働省で立替払いを行ってくれる可能性もあります。そういうトラブルを抱えている場合は、まずは労働基準監督署に相談に行くのが最善の手段だと思います。

それでも支払う意志を見せなければ、裁判となってしまいますが、事を荒立てたくなかったり、従業員という立場上、雇用主に強く言えない方もいると思います。そういった場合は、雇用契約を解除した上で請求することもできます。会社との繋がりを断ってしまえば、動きやすくなると思います。働いた分の給与はしっかりもらう権利があなたにはあります。



# 11 社員の給料が安いのに社長などの報酬がやたら高い

薬剤師は薬局や病院、様々な場所で働きますが、どこで働くにしろ経営者でない限りは、会社に所属して給料の支払いを受けています。

しかし、その給料はあなたの働きに見合ったものでしょうか？

社長や役員は報酬は凄く高いのに、一従業員の給料はひどく絞られているなんて事はありませんか？

言葉は悪いですが、悪どい会社では、自分達の報酬を増やす為に社員の給料を間引きして、役員に給与を回すなんて事をしていたりするケースもあります。

いくら頑張っても給料は増えず、薬局の売上も順調なのに賞与やボーナスも期待できない。上の者だけが甘い汁を吸って、下の者は必死に働くだけとはひどい話ですよ。

もちろん、社長や役員達は会社の立ち上げの頃から携わっていたり、会社の礎となる部分を作ってきたりした人達でしょうし、万が一の時の資金繰りも社長のポケットマネーから賄う場合があると思いますから、報酬が高くなるのは当然なことだと思います。しかし、社員と役員の間格差が大き過ぎてしまっている会社は問題が発生しやすいかもしれません。一般社員だって会社の為に働いているので、その頑張りに応じた報酬を受け取る権利があるとは思いませんか。

もし、売上が継続的に右肩上がりなのに賞与やボーナスが増えたり、給料が増える気配がないのならば、何かおかしいかもしれません。こんなことは疑いたくはありませんが、あなたの増えるべき給料が、他のところに行ってしまっている可能性を否定できません。

しかし、自分の給料がどれだけが適正なものかなんて判断できませんよね。そういう時には、我々のような転職コンサルタントに聞いてみて下さい。数々の転職シーンを経験し、転職市場を見て来たコンサルタントは、あなたにどれくらいの価値があり、適切な報酬がどの程度なのかということを経験から判断する事ができるのです。

もし、働きに対する自分の給料に不満があるのならば、費用は掛かりませんし、一度相談してみても損はありません。



## 12 新規出店ばかり気にして、既存店をないがしろにしている

会社の売上を大きく伸ばしていくには、新規出店を繰り返し収入の柱をどんどん育てていく事が必要になってきます。既存の店舗の売上が安定し、そろそろ頭打ちになってきたかなと感じた経営者は、新規店舗を出店する事で更に売上を伸ばそうとします。もちろん新規出店は会社を成長させていく為に必要な事ですし、そういった野心を持った経営者の方が先行きは明るくなることが多いのもまた事実です。

しかし、それは大前提として、既存店舗の事もしっかり考えた上での話です。新規出店に気をやってしまうあまり、既存店舗の事をないがしろにしてしまうと既存店舗の売上低下だけではなく、スタッフの不満や反発も招くことにもなり、新規出店に失敗した際のダメージがさらに大きくなってしまいます。最悪の場合、既存店の縮小、経費削減で職員のリストラなんて事になってしまう恐れもあるでしょう。

あなたの勤める会社はどうでしょうか？

経営者はちゃんと既存店舗の事も配慮してくれていますか？

既存店は、患者さんの声を生で聞ける場所であり、こういった患者さんの声を反映する事で既存店の安定は勿論、新規出店の際も参考になる情報が得られる事が多いと思います。もし、経営者が既存店の事に気を回せていないなら、直接の上司を通じて話すか、あなたが管理者ならば直接経営者に相談する必要があるかもしれません。しかし、これが難しいことも十分に分かっています。但し、理解ある優秀な経営者であるならば、その時点で気づいてくれるはずですので、これが一つのシグナルになるかもしれません。

もし、あなたの意見が通らない、握りつぶされてしまう様な会社だったとしたら…。

それは、あなたが愛着をもって長く働きたい会社なののでしょうか。

そういった経営者は新規出店を繰り返すものの、既存店という地盤をしっかり抑えておかないので、いつ崩壊してもおかしくないリスクのある状態と言えます。もしそうなった場合には、あなたが突然職を失うという悲劇が待っているかもしれません。そういった事態に陥る前に覚悟を決めて、改善を求めるか、自ら働く環境を変える必要があるかもしれません。



## 13 セクハラ、パワハラ、いじめがある

セクハラ、パワハラといったハラスメント行為に関しては、現代社会では問題提起される場合も多くあり、話題にも上がりやすいものですよね。

あなたの職場ではどうでしょう？

「これってハラスメントなんじゃ？」と思われる事は行われていないでしょうか。こういったハラスメント行為に対しては、毅然と立ち向かわないとエスカレートしていったり、ずるずると続いていってしまったりするので、注意が必要です。それはあなた自身が今は被害者ではなかったとしてもです。

その原因となるのが、ハラスメントを行っている加害者に自覚がないことがほとんどです。本人は別に相手が嫌がってないと判断してしまうので、そうになってしまう事が多いのです。ですから、もしあなたがハラスメントと感じる行為をされているのならば、まずは相手に嫌だという事をしっかり伝える必要があるかもしれません。しかし、これは相当パワーのいることです。

大抵の場合は、この一言を上手く伝えることができれば、それはなくなるものだと言われています。

これで解決する場合は、相手も悪意を持ってやっていた訳ではないので、特にその後に問題になる事はありません。少し関係がぎくしゃくしてしまう時間が出来てしまうかも知れませんが、それも直に回復するでしょう。

しかし、問題になるのは、伝えても直してくれなかったり、更にエスカレートしてしまう場合です。

こうなってしまうと手がつけれなくなってしまう事が多いのです。

もしいじめのような場合は、さらに悪化してしまうこともあります。薬剤師という職業は女性の多い職業ですよね。女性というのはグループを作る事が多いので、いじめもグループで行います。

男性のいじめのように暴力的なものは少ないのですが、陰湿な、相手に精神的なダメージを与える様ないじめを結託して行います。精神力が強い人なら気にもしないでしょうが、殆どの人はそうではないでしょう。もし相手が言ってもダメな人間の場合は、逆に行為がエスカレートし、そのまま働き続けるのもツラくなってしまうのが、現実かもしれません。

その時は、思い切って自分が置かれている環境を変えることでその問題を解決するのも一つの現実的な手段です。ホワイトカラーでも医師であったとしても、人間関係のトラブルの解決策には、環境を変えることが一番の解決策として用いられています。その環境を離れ、転職することも決して、逃げることではありません。

ハラスメントは行動を起こす事で変えられるものと、逆に悪化してしまうパターンがあります。

この点は冷静に考えて判断するようにしてくださいね。



# 14 3年以内の離職率が30%を超えている

(結婚・出産の  
退職以外)

仕事をしている上で、会社内での人の出入りというものは必ず発生するものです。定年退職、寿退社のようなものから、高いキャリアを目指して転職していく人など様々でしょう。

しかし、過剰に人の出入りがあるような会社も世の中にあります。よく、「会社に勤めたら3年は続けて働け。」なんて事を言われた事はありませんか？これは、3年も頑張れば仕事にも慣れてやりたい事が見つかったり、仕事の幅が増えるという意味で使われているのでしょうか。しかし、3年というのは転職行動を起こす目安にされている場合も多く、3年経ったから転職しようという方もいらっしゃいます。

3年も経つと仕事がマンネリ化してきてしまうというのものもあるのかも知れませんね。

しかし、一般的な働く女性の平均勤続年数というのは正社員ですと10年くらい、パート・アルバイトだと6年くらいだそうです。ですから、3年以内の離職というのは期間としては短いと言えるのです。そして、この3年以内の離職率が高い会社というのは、会社に何かしら問題がある可能性が高いと言われています。

もちろん、前述のように3年で転職を考える人はいらっしゃいますが、それも一部の方だけです。その場合、それは個人の問題なので、働いている薬局に問題があるという訳ではないでしょう。しかし、その割合が高い薬局というのは、薬局側に問題がある場合が殆どです。給与に対して労働が過酷であったり、毎日のように残業が発生する環境であったりなど様々な要因が考えられます。

あなたの薬局は大丈夫でしょうか？  
入って来た人がすぐに辞めていたりしていないですか？

人の出入りが多いという事は、新しい人が来るたびに仕事を教えるという手間が増え、非効率で安定した職場とは言えません。仕事が身に付いたかと思えばすぐに辞めていくので、ルーチンのように新人に教えるのを繰り返さないといけない…そんなことにうんざりしたりしていませんか。

そういった時は、まず薬局のどこに問題があるかを見つけなければいけません。問題点を探し出し、上手く解決すれば3年以内の離職率も改善されるかもしれません。しかし、会社の方針で変えられない事も沢山でてくるでしょう。あなたの力だけでは改善できないのに、上も変える努力をしないような薬局もあるかも知れません。そうなると仕事の煩雑さも改善できず、ストレスだけが溜まっていくことにもなりかねません。これは、当然あなたが悪い訳ではありませんが、なかなか解決が難しい問題です。



# 15 社会保険(厚生年金・加入組合の健康保険)に入っていない

勤め先を決めるとき、福利厚生がしっかりしているかというのは重視したいポイントではないでしょうか。多くの会社は、社会保険完備や福利厚生について求人を出す時に提示している場合が殆どですし、不明の場合は面接で担当者にしっかり確認すべき事項でしょう。

しかし、入ってしまった後で社会保険に入っていない事に気づいてしまう場合もあると思います。

あなたの薬局は、ちゃんと社会保険は完備されていますか？

もしあなたの勤める薬局が法人（株式会社や有限会社など）であるにもかかわらず社会保険に入っていないのならば、それは完全に違法な事です。

有無も言わずそういった所で働いているなら一考されたほうが良いかもしれません。個人経営の薬局でも、そこで働く従業員が5人以上の場合は加入が義務づけられていますので、違法となります。個人経営で5人以下の場合は違法ではないケースもありますが、何か裏がある可能性があると言わざるをえません。

問題のある経営者は、社会保険に入る事で自分の負担を増やしたくないという思惑で社会保険に加入してないことが殆どです。あまり疑いたくはありませんが、その浮いたお金で私腹を肥やしているかも知れません。単にお金が回らないという可能性ももちろんありますが、そういう場合は薬局の調剤報酬を調べれば実態が見えてくるでしょう。

薬局の経営状態を把握した上で、黒字が十分あるにも関わらず社会保険加入を渋る薬局は、お世辞にも良い経営をしているとは言えませんし、社員を大事にしているとも間違いなく言えません。

それをそのまま放置しておくとも個人負担が増える上に、将来的な年金支給額も減ってしまう恐れがあります。先の生活を見据えるならば、従業員の事を考え福利厚生のしっかりしている職場で働いてほしいと思います。もし、会社が違法な事をしている場合は、相談する先として、社会保険事務所・厚生労働省であるということを知っておいてください。



## 16 労働契約書を締結していない

あなたは今の薬局に就職した際、労働（雇用）契約書というものに署名捺印していますか？  
あるいは労働契約についての書面の交付を受けていますか？  
手元に労働（雇用）契約書の一部はありますか？

就労するに当たって、この労働契約書というものをしっかり締結しておかないと大変な事になる恐れがあるので、これだけは知っておいてください。

口約束だけで労働契約を交わしてしまった場合、急に賃金や労働時間の変更、残業の体制などが変えられた時に、あなたには証拠となる契約書がありませんので、「そんな事、最初の契約の時に聞いてない！」と、客観的な事実で証明する手段を失ってしまいます。

口約束だけの契約の場合、言った言わないの水掛け論になってしまうことが多く、正直最終的に決着がつかないことがほとんどです。そして、立場上弱い雇用者側が折れたり、働く意欲をなくして退職するように追い込まれてしまうこともあります。経営者の気分で労働条件がコロコロ変えられる薬局なんて、愛着をもって働けるでしょうか。

もし、あなたが契約の際に労働契約書の締結や書面での交付を受けていなかった場合は？

その場合でも、まだ大丈夫です。

気づいた時点で、労働（雇用）契約書の締結を依頼したり、書面での交付を経営者に依頼することもできます。そうする事で契約関連の問題も解決され、後で色々揉める心配も少なくなります。しかし、当然これまでに労働（雇用）契約書を締結していない会社は簡単には「うん」と言ってくれないかもしれません。会社に契約書なんか無いと言われる場合は、社労士の方がネットで労働契約書のテンプレートを無料配布されていたりするので、それをプリントアウトして持っていけば大丈夫です。

もし、そこまでしても、労働（雇用）契約を頑なに拒否する場合は、一度その会社で働き続けるべきか考えたほうが良いかもしれません。あなたの大切な労働時間を信頼のおけない会社に捧げるようなことだけは絶対に避けて欲しいと思います。

そのまま働き続けた場合、後であなたにとって不利な条件を突きつけてくる可能性だって十分に考えられます。契約をしっかりしないと、後で何を言っても損をするのはあなたであって、会社側ではありません。会社に勤めて働くならば、契約関連のものは書面でしっかり交わしましょう。



## 17 自社の求人広告が嘘だらけ

転職コンサルタントという仕事柄、求人広告にはよく目を通していますが、求人広告の書き方・見せ方にも様々なものがありますよね。一見魅力的に見える広告でも、実際入社してみたら全然違うものだったなんて話は世の中に結構あるものです。

あなたの薬局は求人広告を出していますか？

もし出しているのなら、それに目を通した事がありますか？

どうでしょう、正しい事が書かれているのでしょうか。

この求人広告が嘘で塗り固められた薬局というのは、実はとてもブラックな事が多いのです。

最近では、求人広告を見る求職者の方々の目も肥えてきていますので、良さそうな条件ばかり書いているものは逆に怪しいと思ってしまうそうです。よくある『アットホームな職場です。』なんて売り文句も、今ではブラック企業の代名詞のような感じでネット上で扱われる事もあるようです。良く見える求人広告ほど疑ってかかれという事は一つの真理なのかもしれません。

また、労働条件で基本給が高めに書かれているけど、実際は長時間の残業込みでの給料だったなんて話もあります。あのハローワークでさえ、募集されている求人にもかなり多くの怪しい求人が載せられているようで、苦情が絶えません。一応、こういった怪しい求人に関わっても、前項の労働契約書をしっかり確認し締結しておけば大丈夫な場合も多いですが、怪しい求人を故意に出している会社というのは得てして信頼がおけないものです。働くには多くの注意が必要です。

怪しい求人広告を出すような会社は、応募をどんどん増やしたいからというのが理由ですが、その裏には欠員が出やすいという環境があるという要因が隠れています。ブラックな経営なので、欠員が出やすく、それ故に人をどんどん入れていかないといけないから、その結果として怪しい求人広告を出してでも人集めをする必要がでてしまう。完全な悪循環です。

そういった会社で働き続けるのは得策とは言えません。

新入社員だけでなく既存の社員にまで不利益な条件が叩き付けられる日が来るかも知れないからです。私の経験上、嘘の怪しい求人広告を出す会社というのは、社員に対しても不義理な事が多いものです。



## 18 薬局内部の片付けがされていない

あなたの薬局は清掃や整理整頓を心がけていますか？

恐らく、大抵の薬局では朝に掃除の時間を取られていると思いますので、薬局が汚れているとかホコリだらけという環境で働いている人はあまりいない事でしょう。しかし、汚い薬局というのも結構あるようなのです。

薬局というのは衛生的な環境で患者さんを迎え入れたり、調剤を行う場所だと認識しているのですが、これは一体どういう事でしょうか。

汚れている薬局というものには、患者さんも寄り付きませんよね。例え一度来てくれて、あなたの対応が良かったとしても、リピーターになってくれるかといえば、そうではないでしょう。薬局を利用するお客さんというのは、そういったところをしっかりとチェックしています。薬局が汚い・ごちゃごちゃしている状態を続けていけば、患者さんの来局も減り、売上も低下し、最終的には職場環境の悪化にもつながりかねません。

清掃というのはそれほど大事なもののなのです。

働く側としても綺麗な環境なほうが、当然気分よく働けますよね。

また整理整頓がされていない薬局も問題になる場合があります。

散薬・液剤などの整理がされていなかったらどうなるでしょう？

取り違え、入れ違いによる調剤事故が起こってしまうかもしれません。

もしあなたがその時当事者になってしまえば、経歴に傷をつけてしまう事になりますし、患者さんにも被害を負わせてしまう事になりますよね。薬局で扱うものはきちんと整理し、定位置で保管を心がけるといっても当然ですが、とても重要なことです。

もし、あなたの薬局が清掃や整理整頓を行っていないのならば、問題提起する必要があるかもしれません。朝のわずかな時間でも清掃するという事を心がけるだけで十分なのです。働くならば、働きやすい環境で気持ちよく働きたいですよね。それでも掃除や片付けも出来ない様な薬局でしたら、従業員や患者さんの衛生状態にも気をつけられない薬局と言えるのではないのでしょうか。とても良い環境とは言えません。

ちなみに私がこれまで見てきたケースのなかには、薬局内の片付けが出来ないほどすごく忙しい職場もありました。サービス残業もしてやっと仕事が終わるもみんなヘトヘト…。職場が片付いていない理由の一つに忙しさがあることもあるので、転職で新しい職場を選んでいるときなどにはぜひチェックしてみてくださいね。



## 19 ダラダラ仕事している

あなたの仕事のスピードは速いですか？

速いのならばそれは素晴らしい事ですし、遅くてもしっかりと自分の与えられた役割を果たす事が出来れば全く問題のない事でしょう。しかし、仕事をさぼりたくてダラダラと仕事をしてしまう人間というのもどこにでもいるものです。

あなたの薬局ではそういう人はいないでしょうか？

もし、会社自体がしまりの無いようであれば、薬局の職員が全員ダラダラやっているにではないでしょうか。やるべき仕事をしっかりやって、余った時間で少くつろぐ程度ならば問題になる事もないのかも知れません。しかし、意図的にダラダラ仕事をするような人間は、働いている他の人に迷惑をかける事になるでしょう。そんな環境で働くのに嫌気がさした薬剤師さんに話を聞くと、

「薬歴の処理が異様に遅いので、薬歴書きや入力ばかりやって、投薬や予製の仕事を全くしてくれない。自分が代わりにやっていたから仕事の負担がかなり大きい。」

なんて話を聞かされる事がありました。

ダラダラ働いていると、真面目に働いている人にしわ寄せが行ってしまうものですよね。薬局側でその状態を正してくれば良いのですが、そうしてくれない薬局もあると思います。もしあなたの薬局の従業員がダラダラ働いているのに、それを直そうとしないのならば、その薬局で働き続けるのは得ではないかも知れません。

なぜなら、いくらあなたが頑張っても、給料にプラスアルファとして反映される事は殆どないからです。経営者は現場の状況をよく知らず、数字上でしか薬局の運営状況を判断しない事が多いので、いくら人の倍以上働こうと、あなたの頑張りは経営者の興味の範疇ではないことのほうが多いので、きちんと評価されるという事が少ないのです。結果として、給料に見合っていない働きをしなければいけないということになってしまいます。

それだけの頑張りが出来るあなたならば、もっと好条件で働ける薬局が見つけれられるはずです。そのまま改善を待って、頑張っても働き続けるのも一つの方法ですが、報酬に見合わない仕事をするのではなく、あなたの本当の価値に合った職場を探すのも一つの手段と言えるのではないのでしょうか。



## 20 早番で出勤しても帰るのは遅番と同じ

薬局の営業時間というのは、大体朝の9時から夜7時くらいまでのところが多いのではないのでしょうか。近隣の病院や診療所の診療時間もそのくらいの事が多いので、それに合わせて開局していると思います。現在では24時間営業の薬局も増えつつあるので、営業時間もそのうち変わってしまうかもしれませんね。

1日8時間以上開局している薬局ですが、労働者の1日の労働時間は原則8時間までと決められています。ですので、シフトを組んで早番と遅番とで分かれていることがほとんどだと思います。

しかし、早番で出勤しても何故か最後まで働かなければいけないという薬局が存在するのです。薬局の薬剤師不足がその原因になっている事が殆どです。それについては、割とよくある話でもあるようなのですが、ブラック薬局の場合のそれとは、事情が大きく違います。

単に人が確保できないので、一時的に従業員に負担を強いているのならばまだ分かるのですが、意図的に人を入れていない場合があります。ブラック薬局の場合、現在の従業員に負担を強いて人件費を安くしようと考えているからです。薬剤師さんは責任感が強い方が多いでしょうから、任された側は会社に言われた以上に頑張って働いてしまうので、なんとか薬局の運営そのものは回ってしまう事が多いんですよね。

そうやって悪い循環を繰り返し、そのうちそれが当たり前になってしまうのです。更に、ブラック薬局はその分の残業代も支払わない場合があります。基本給の中に残業代も含めたりして、残業代を支払わなかったり、月何時間以上の残業に関してはサービス残業扱いにしたりする事があるのです。言葉は悪いかもしれませんが、社員を酷使し、儲かったお金で私腹を肥やすというやり方が当たり前になっているのかも知れません。

そういった状況にもしあなたがいるならば、労働条件(労働契約)をまず確認してください。残業の扱いはどうなっているのか。残業代の支払いが明示されているのならば、支払いを求めなくてはなりません。それでも支払う意志を見せなければ、労働基準監督署に相談するべきかもしれません。また、新しい人を雇うつもりがあるのかも確認しなくてはなりません。

「薬局の運営は回ってるから、別に雇わなくても良い。」

なんて対応をされるのならば、働く意欲もなくなってしまいますよね。しかし、辞めようとしても突然辞めては患者さんにも薬局スタッフにも迷惑をかけてしまうのでは？と心配になってなかなか動けないものですよね。しかし、何も行動しなければ現状が自然とよいほうに変わることはまずありません。そういう場合でも私たちのような転職コンサルタントは、法的な対応を含めて相談にのることができます。転職するにしろしないにしろ、費用は一切かかりませんので、一度相談してみてもいいのではないでしょうか。同様のケースを多く経験しているだけに新しい解決案を提示したり、間違いなくあなたのお役に立てるはずですよ。



# 21 オーナー（経営陣）以外のスタッフは仲が良い

（オーナーという  
共通の敵がいる）

よく経営者と従業員で意識のズレだとか、意見が食い違うなどという話を耳にします。もちろん、経営者から見た視点と従業員から見た視点では仕事というのは全く違った側面をもっているのです、多かれ少なかれ衝突は避けられない場合もあるでしょう。（これは親子が相容れないのと似ている部分があるかもしれませんね。）

しかし、この食い違いに全く対処しないという職場は、経営者として資質があるとは思えません。

オーナー（経営者）並びに役員（経営陣）に配属されている人というのは、会社の立ち上げから携わって来た古参の人間である事が多いものです。ですから、会社は自分が作って来た、だから会社は自分のものだと考えてしまう事があるのです。そういった事から、自分が会社を作り上げて来たのだから自分の方針に従業員は従って当然と言うような錯覚をおこしてしまう訳です。

そうなってしまうと、現場の人間と経営陣との間で摩擦が生じてしまうのは避けられないでしょう。

同じ会社の人間なのに、敵対心を持ってしまう事になります。

もし、あなたの薬局でも薬局のスタッフは仲が良いのに、経営陣と連携が取れないというのであれば、大きな問題です。しかし、傷が浅ければまだ修復も可能です。まずは、職場を良くしたいと思うのなら、話し合う覚悟を持つ必要があるかもしれません。

いずれにせよ、あなたがどれだけ今の職場に愛着を持っているかによって、覚悟をもって対応するべきか、そうでないかのその判断は変わってきます。

人間の限界を超えた我慢をする必要はまったくありません。

薬剤師と言う価値のある資格を持っていれば、あなたを必要としてくれる職場は多くあります。そのことは是非、頭の片隅にでも留めておいてください。



## 22 個別指導を度々受けている

あなたの薬局は個別指導を受けた事がありますか？

個別指導は、薬剤師さんにとっては面倒で大変嫌なものらしいですね。

個別指導自体は、悪意のある薬局ではなくてもされる事はあると思いますし、特別問題視する必要はありません。指導された内容について、適切に修正していけば、特に大きな問題にはなりません。

しかし、頻繁に個別指導を受ける薬局というのはどうでしょうか？

これは、改善する意識を持っていない明らかにダメな薬局ですよ。そういった不正を会社の指示でやっているような悪質な薬局も、実は多く在しているのです。

あなたの薬局が個別指導を受けたのならば、その後の対応はどうしていますか？

問題点を解決する為に行動を起こしているのでしょうか。それとも、会社が「次はバレなきゃ良い。」と言って、そのままにしていけないのでしょうか。指導を受けた箇所を改善せずに、あまりに個別指導が頻繁になると最悪保険薬局を取り消されてしまう恐れも出てきます。そういった事がなくても、指導に何度も呼び出されて面倒な手間が増えたり、時間を無駄にしたりと、何もよいことはありません。もし保険薬局が取り消されれば、今働いている場所を失ってしまいかねないので、遠方に異動になったり、急な転職をしなければいけない事もでてくるかもしれません。頻繁な個別指導を安易に考えてはいけません。

このような不正はごまかしても、いずれは分かってしまうものです。あなたにまで被害が及ばないように気を付けて下さいね。

もし、立場上言いづらいのならば…。

社会保険事務所や労働基準監督署、そういったところで相談するのもいいですし、まずは事を大きくしたくないなら私たちのようなコンサルタントもそういった相談に乗ることができます。いつ捕まるかも分からない、不正を続ける薬局だけは働き続けられないようにしてください。



# 23 雇用関係の助成金をいくつも受け取っている

(助成金を貰えなくなるので、会社都合の退職を絶対出さない)

事業主には雇用に関する様々な助成金があり、条件を満たす事で支給を受ける事が出来ません。

その助成金を貰う事は全く悪い事ではないですし、むしろ雇用の活性化の為に国が回しているお金なので、使われるべきものなのでしょう。しかし、それは正当な条件で受給されている場合に限りです。しかし、この助成金制度を悪用し、お金を丸々もらってしまうという悪質な会社もあるのです。

あなたの勤める薬局の経営者は、このような雇用助成金をどの程度もらっているか知っていますか？

普通に働いている人は恐らくこういった事に無頓着か、もしくは自分たちが知らないところで起こっていることなので、全く知らないという方がほとんどでしょう。これは本来知っておかなければならないという類の話ではありません。(本部に近いポジションや経理で働いているならば、ある程度把握できるかもしれません。)

しかし、あなたが不利益を被ることになるかもしれないので、これを機にこれから説明することだけは知っておいてください。

雇入れ関係の助成金の支給条件に以下のものがあります。

※対象労働者の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から1年間を経過する日までの間に、当該雇入れに係る事業所において、雇用する被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。)を事業主都合による解雇(勧奨退職等を含む。)したことがない事業主

つまり会社都合による退職を期限内に出した場合、助成金をもらえなくなるのです。助成金をもらう事に執着しているような会社は、どういった事があろうと会社都合の退職を認めません。人を雇えるだけ雇って、人件費がまかなえないから解雇しようとしても、社員の自己都合による退職を強要するのです。

これは、仮に退職をせざるを得なくなった場合に失業保険の受給要件が大きく変わってきます。

比べてもらえば分かりますが、自己都合より会社都合のほうが失業保険で貰える給付金の総額が1.5～2倍も増えます。

	自己都合	会社都合
給付日数	90～150日	90～330日
給付制限	あり	なし
最短支給開始日	3ヶ月7日後	7日後
国民健康保険	通常納付	最長2年間軽減
最大支給額	約118万円	約260万円

あなたの薬局でそういった目に遭っている人はいないでしょうか？もしそういった不正が行われているならば、それは問題のある経営者でしょう。あなたも気づいて黙っていたら、不正の件に巻き込まれる可能性があります。

不正にもし気づいたら経営者に是正を求めたり、内部告発するのが正しい事ですが、現実的にはなかなか難しいものですよね。立場の問題もあるでしょうから言い出しづらかった



## 23 雇用関係の助成金をいくつも受け取っている

(助成金を貰えなくなるので、  
会社都合の退職を絶対出さない)

り、事を大きくしたくないという思いもあるかもしれません。仮に告発する場合でも、告発者は離職後に内部告発をしている事がほとんどです。

資質に乏しい経営者だけに、感情的になれば何をしてくるか分かりません。どうか不必要な不利益、報復を受けないように最大限の注意を払うようにしてください。

ちなみにそのまま放置しておいた場合でも、もし不正受給が発覚してしまったら、その薬局は社会的信用を一気に失うこととなります。そうなれば、患者さんも減ってしまい薬局経営もままならなくなり、会社自体が倒産する可能性もあります。あなたが職を失う事態も起こりえますので、注意してください。

ここまで23のチェックポイントをもとにして、ブラック薬局を見抜く方法をお伝えしてきました。

しかし、ブラック薬局を見抜くことが最終的な目的ではありません。あなたは学生時代から勉強をし、頑張った結果として、とても価値の高い薬剤師という資格を手に入れたのです。あなたのその価値を正しく評価し、あなたを本当に必要としている職場は、今の職場だけではありません。転職する方の実に70%以上が、転職活動によって自分にこんなに市場価値があるのかということに気づき、驚かれます。

井の中の蛙に海の大きさは分かりません。

しかし、少しだけ広い視点で仕事を見つめることが出来れば、あなたにはとても多くの機会があることに気がつくことができるはずです。私は、薬剤師はとても価値が高く意義のある仕事だと思っています。それゆえ、たまたま働く環境が悪かった(しかし、ブラック薬局を事前に見抜けなかったとしてあなたのせいではありません。内情を知らず、外からブラック薬局を判断することはとても難しいことなのです。)だけで、疲弊したり不当な評価を受けたりして欲しくはないのです。

もし、働くことに何か悩みがあれば、いつでも相談して下さい。

必ずあなたのお力になることをお約束します。

株式会社アプト  
薬剤師転職 navi  
コンサルタント 三好 正人  
info@apto-m.co.jp



### ■ 転職コンサルタントを利用するメリット

- (1) 現職スタッフへの配慮から一般には公開されない高額な非公開求人多数保有している。
- (2) あなたの価値を高める為に、年収や条件交渉を納得いくまで行ってくれる。
- (3) 求人には書かれない本当の内情や評判を事前に確認することができる。
- (4) あなたも気づかない強み(評価ポイント)を見つけてくれる。

※相談をしたからといって、必ず転職をしなくてはならないという訳ではありません。相談をしても、あなたには何の義務も一切発生致しませんので、ご安心ください。